

調査結果表

当該調査に 関与した調 査者	氏名		調査者番号
	代表となる調査者		
	その他の調査者		

番号	調査項目	調査結果		担当 調査者 番号
		指摘 なし	要是正	
1 敷地及び地盤				
(1) 地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況			
(2) 敷地	敷地内の排水の状況			
(3) 政令第128条に規定する通路（以下「敷地内の通路」という。）	敷地内の通路の確保の状況			
(4)	有効幅員の確保の状況			
(5)	敷地内の通路の支障物の状況			
(6) 墁	組積造の堀又は補強コンクリートブロック造の堀等の耐震対策の状況			
(7)	組積造の堀又は補強コンクリートブロック造の堀等の劣化及び損傷の状況			
(8) 擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況			
(9)	擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況			
2 建築物の外部				
(1) 基礎	基礎の沈下等の状況			
(2)	基礎の劣化及び損傷の状況			
(3) 土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況			
(4)	土台の劣化及び損傷の状況			
(5) 外壁	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況			
(6)	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(7)	組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(8)	補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(9)	鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(10)	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(11)	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況		
(12)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況		
(13)		金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況		
(14)		コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況		
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況		
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況		
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況		
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況		
3 屋上及び屋根				
(1) 屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況			
(2) 屋上周り（屋上面を除く。）	バラベットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況			
(3)	笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況			
(4)	金属笠木の劣化及び損傷の状況			
(5)	排水溝（ドレンを含む。）の劣化及び損傷の状況			
(6) 屋根	屋根の防火対策の状況			
(7)	屋根の劣化及び損傷の状況			
(8) 機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況			
(9)	支持部分等の劣化及び損傷の状況			

番号	調査項目	調査結果		担当調査者番号
		指摘なし	要是正既存不適格	
4	建築物の内部			
(1)	防火区画	政令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況		
(2)		政令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況		
(3)		政令第112条第18項に規定する区画の状況		
(4)		防火区画の外周部	政令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況	
(5)			政令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	
(11)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	
(12)			部材の劣化及び損傷の状況	
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	
(15)		政令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	政令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況	
(16)		政令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	
(20)		耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	
(21)			部材の劣化及び損傷の状況	
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	
(23)	天井	政令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	
(24)			室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	

番号	調査項目	調査結果		担当調査者番号
		指摘なし	要是正	
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸（政令第112条第19項第2号に掲げる戸に限る。）	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況		
(27)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況		
(28)		防火扉又は戸の開放方向		
(29)		常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）の取付けの状況		
(30)		人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況		
(31)		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体、枠及び金物の劣化及び損傷の状況		
(32)		各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況		
(33)		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況		
(34)		常閉防火扉又は常時閉鎖した状態にある戸の固定の状況		
(35)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況		
(36)	警報設備	警報設備の設置の状況		
(37)		警報設備の劣化及び損傷の状況		
(38)	建築基準法第21条第2項に規定する建築物の部分又は防火設備の構造方法を定める件（令和6年国土交通省告示第284号）第1第1号又は第2号ニに規定するスプリンクラー設備	スプリンクラー設備の設置の状況		
(39)		スプリンクラー設備の劣化及び損傷の状況		
(40)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況		
(41)		採光の妨げとなる物品の放置の状況		
(42)		換気のための開口部の面積の確保の状況		
(43)		換気設備の設置の状況		
(44)		換気設備の作動の状況		
(45)		各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況		
(46)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況		
(47)		吹付け石綿等の劣化の状況		
(48)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況		
(49)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況		
5	避難施設等			
(1)	政令第120条第2項に規定する通路	政令第120条第2項に規定する通路の確保の状況		
(2)	廊下	幅の確保の状況		
(3)		物品の放置の状況		
(4)	出入口	出入口の確保の状況		
(5)		物品の放置の状況		
(6)	屋上広場	屋上広場の確保の状況		
(7)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況		
(8)		手すり等の劣化及び損傷の状況		
(9)		物品の放置の状況		
(10)		避難器具の操作性の確保の状況		

番号	調査項目		調査結果		担当調査者番号	
			指摘なし	要是正		既存不適格
(11)	階段	直通階段の設置の状況				
(12)		幅の確保の状況				
(13)		手すりの設置の状況				
(14)		物品の放置の状況				
(15)		階段各部の劣化及び損傷の状況				
(16)		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の状況			
(17)		屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況			
(18)			開放性の確保の状況			
(19)		特別避難階段	政令第123条第3項第1号に規定するバルコニー又は付室（以下単に「付室」という。）の構造及び面積の確保の状況			
(20)			階段室又は付室（以下「付室等」という。）の排煙設備の設置の状況			
(21)		付室等の排煙設備の作動の状況				
(22)		付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況				
(23)		物品の放置の状況				
(24)	防煙壁	防煙区画の設置の状況				
(25)		防煙壁の劣化及び損傷の状況				
(26)		可動式防煙壁の作動の状況				
(27)	排煙設備	排煙設備の設置の状況				
(28)		排煙設備の作動の状況				
(29)		排煙口の維持保全の状況				
(30)	その他 の 設 備 等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況			
(31)			非常用の進入口等の維持保全の状況			
(32)		非常用エレベーター	政令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー（以下「乗降ロビー」という。）の構造及び面積の確保の状況			
(33)			昇降路又は乗降ロビー（以下「乗降ロビー等」という。）の排煙設備の設置の状況			
(34)			乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況			
(35)			乗降ロビー等の外気に向かって開くことができる窓の状況			
(36)			物品の放置の状況			
(37)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況			
(38)			非常用の照明装置の作動の状況			
(39)			照明の妨げとなる物品の放置の状況			
6 その他						
(1)	特殊な構造	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況			
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況			
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）			
(4)			上部構造の可動の状況			
(5)	避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況				
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況			
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況			
(8)		政令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況			
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況			
7 上記以外の調査項目						
その他確認事項						
法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無						
<input type="checkbox"/> 有(階)			<input type="checkbox"/> 無			

特記事項				
番号	調査項目	指摘の具体的な内容等	改善策の具体的な内容等	改善（予定）年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、省令別記第36号の2様式第1面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、「その他の調査者」欄は記入不要です。
- ④ 該当しない調査項目がある場合は、その「調査結果」欄及び「担当調査者番号」欄に「一」を記入してください。
- ⑤ 「調査結果」欄は、平成20年国土交通省告示第282号（以下「定期調査告示」という。）別表第1(い)欄に掲げる調査項目及び宝塚市建築基準法施行細則（平成2年規則第2号。以下「細則」という。）別表調査項目の欄に掲げる調査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「要是正」欄は、定期調査告示別表第1(い)欄に掲げる調査項目については同表(は)欄に掲げる判定基準に、細則別表調査項目欄に掲げる調査項目については同表判定基準の欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑩ 4 「建築物の内部」欄の番号(29)から(34)までの調査項目において、常閉防火扉にあっては、各階の主要なものを調査対象としてください。
- ⑪ 「その他確認事項」は、法第12条第3項の規定による検査を要する随時閉鎖又は作動ができる防火設備（防火ダンパーを除く。）の設置の有無を確認し、□については、該当するものに「レ」を記入してください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。
- ⑫ 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合に限らず、特記すべき事項があるときに、該当する調査項目の番号及び調査項目を記入するとともに、「指摘の具体的な内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的な内容を記入してください。改善済みの場合又は改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的な内容等」欄にその内容を記入するとともに、改善済みの場合は「改善（予定）年月」欄に年月を記入し、改善策が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に改善予定年月を括弧書きで記入してください。
- ⑬ 配置図及び各階平面図を添付し、防火区画、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所及び撮影した写真的位置等を明記してください。
- ⑭ 要是正とされた調査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を定期調査告示別添2の様式に従い添付してください。